

注意喚起

～災害時に増えます～

災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

地震や大雨などの**災害時**には、それに**便乗した悪質商法**が発生します。

災害に便乗した悪質な商法には十分注意が必要です。特に最近では「**火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる**」など、「**保険金が使える**」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。また、**義援金詐欺の事例も報告されています**。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

以下、ケースごとに相談事例及びアドバイスの一例を紹介します。

ケース1：「保険金」を口実にした勧誘

こんな相談が、

1 「**損害保険で雨どいの修理ができる**」と業者の訪問を受けた。せっかくなので**ドローンを使って屋根の撮影もしてはどうか**と言われ、お願いした。不安になったので断りたいが、業者と連絡が取れない。



2 台風の後片付けをしていたら、業者が来訪し、**損害保険を使って無料で雨どい修理**ができる、**経年劣化で壊れたものも保険でできる**と言われた。不信だ。

3 先日の台風で**雨どいが壊れ外壁もはがれた**。「**火災保険で修理できる**」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したがやめたい。



アドバイス

重要!「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、**加入先の保険会社や代理店に相談しましょう。**



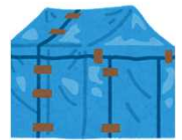
重要!経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、**うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。**



ケース2：工事、建築

こんな相談が、

1 台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、**屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。**仕方なく支払ったが納得できない。



- 2**
- ・日に**3~4回訪問**され、屋根の吹き替え工事契約を迫られた。
 - ・屋根の**無料点検後**、そのまま放置すると雨漏りすると言われ**高額な契約**をさせられた。
 - ・豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった。

3 認知症の父が来訪した工事業者に勧められ不要な屋根修理契約をしてしまった。



アドバイス

重要! 契約を迫られても、その場では決めず、複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。



ケース3：義援金、寄付金等

こんな相談が、

1 若い男性から携帯電話で「市が能登半島地震の義援金を集めている」という電話があった。休日であったことと携帯電話からであったことから不審に思い「別で義援金を送っている」と返答した。市が義援金の窓口になっているのか。電話で義援金を募ることはあるのか。

2 「元旦に起きた地震の地域に送る物を集めている。今日そちらの地域を回っているので訪問していいか。会社なので支援品を集めて送ることができる」と電話がかかってきたが、怪しいと思って断った。

3 ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。

4 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

アドバイス



重要! 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。



お断りします

重要! 金銭を要求されても、決して支払わないでください。



重要! 公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。



重要! 寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう



※独立行政法人 国民生活センター 報道発表資料「ご用心 災害に便乗した悪質商法」より一部抜粋・編集して掲載
※独立行政法人 国民生活センター 報道発表資料「令和6年能登半島地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください！ー義援金や寄付を集めるという不審な電話・訪問に注意！ー」より一部抜粋・編集して掲載

新潟県内の事例

新潟県内でも地震の後、「液状化による泥の処理をする。4万円～5万円程度だ」と言われ、土砂の片づけをしてもらったら、「費用は20万円だ。領収書は出せない」などと支払いを求められ、支払ってしまったという事例がありました。

「能登半島地震関連 消費者ホットライン」 が開設されました

独立行政法人国民生活センターでは、今般の能登半島地震で被災された地域（石川県、新潟県、富山県、福井県）の方を対象として、「能登半島地震関連 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）にて消費生活に関する相談を受け付けています。

☆電話番号☆

0120-797-188
(フリーダイヤル・通話料無料)

☆対象地域☆

石川県 新潟県、富山県、福井県

☆受付時間☆

10 ~ 16時
(土曜、日曜、祝日含む)

- ※令和6年能登半島地震に関連する消費者トラブルを受け付けます。
- ※被災されていない地域の方は、最寄りの消費生活センター等をご案内する「消費者ホットライン（188番）」におかけください。（通話料有料）
- ※「050」から始まるIP電話からはつながりません。
- ※**おかけ間違いにご注意ください。**

地震などの災害時には、それに便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分に注意しましょう。

※独立行政法人 国民生活センター 報道発表資料「「能登半島地震関連 消費者ホットライン」の開設について―震災に便乗した詐欺的トラブル等に注意！！―」より一部抜粋・編集して掲載



▶少しでも不安に思ったら

消費者ホットライン 188 (最寄りの消費生活センター等につながります)

• **警察相談専用電話 #9110** (けいさつ相談室につながります)